

## よくある質問

- Q1 法人化のあと市役所に提出する書類はありますか？**  
代表者や規約が変更になった場合は、変更の届出、申請が必要です。
- Q2 法人化のあと自治会内部でしなければならないことはありますか？**  
総会を年1回開催する必要があります。  
また、会員名簿と財産目録は永年保管する必要があります。
- Q3 法人化のあとの不動産登記はどうしたらいいですか？**  
法務局に申請書類を確認し手続きしてください。
- Q4 法人化により、行政から自治会活動についての管理・指導はされますか？**  
自治会活動の内容について、神戸市からの管理・指導は法人化の有無に関わらずありません。ただし、Q1の届出、申請がない場合はご提出をお願いすることがございます。
- Q5 法人化により、課税される税金はありますか？**  
収益事業を行わない場合は法人税、法人県民税、法人市民税、法人事業税、不動産取得税、固定資産税が非課税または減免されます。（申告が必要な場合があります。）ただし、不動産登記にかかる手数料（登録免許税）については必要です。詳しくは税務署等にお問い合わせください。下記QRコードを読み取っていただきますと、サイトの下部にお問い合わせ一覧のPDFがございます。

**i** ご不明点・わからないことは、お気軽にご相談ください

お問い合わせ **地域協働局地域活性課**

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 ☎ **078-331-8181** (代表)

FAX **078-322-6133**

神戸市 法人化の手引き



自治会が法人化できる!?! /

# 認可地縁団体制度のご案内

要件を満たした上、市役所に申請をすると自治会が法人格を取得できます。  
こうして、法人格を得た自治会のことを認可地縁団体と呼びます。



## 法律の改正

令和3年 地方自治法が一部改正され、  
地域的な共同活動を円滑に行うために法人化の要件が緩和されました。

Before

集会施設等、不動産の保有という  
目的が必要でした。



After

不動産の保有の有無に関わらず  
法人化できるようになりました。

すでに289団体もの自治会が法人化に移行しています。

(令和5年7月現在)

**BE KOBE**

## 法人化によるメリット

### 不動産を自治会名義で持つことができます。

- 一度自治会名義で登記すれば、会長の交代による名義変更や、相続での名義変更の必要がなくなります。
- 不動産の管理がしやすくなりトラブルのリスクを軽減できます。

### 個人名でなく自治会名で契約できます。

- 自治会活動、事業で損害が発生した場合でも責任の所在が団体になり、代表者等が個人責任を負わなくて済みます。
- 個人の責任が軽減されることで、代表者への負担が減り、新たな担い手が見つかりやすくなるのが期待できます。

### 外部からの信頼が高くなります。

- 企業、NPO 法人など他の団体と合同で事業が行いやすくなり、活動の活性化が期待できます。

## 法人化のための要件

1

地域の住民たちで  
共同活動を行っていること。  
(ex: 環境美化、防犯、文化活動、行事など)

2

自治会の区域が  
はっきりと決まっていること。  
(ex: ~町~丁目全域)

3

区域の住民の相当数  
(おおむね過半数)が  
自治会に加入していること。

4

規約を定めていること。  
必ず定める項目  
—8項目—

### 規約で定めること 8項目

- 1 自治会活動の目的、内容
- 2 団体の名称
- 3 区域
- 4 主たる事務所の所在地
- 5 構成員の資格に関する事
- 6 代表者(会長)に関する事
- 7 会議に関する事
- 8 資産に関する事

## 手続きの方法

STEP.1

法人化の手引書を見ながら、法人化を進める  
ことについて皆さんの合意を取りましょう。

法人化の手引書とは、法人化についてより詳しく  
記載したものです。規約の作成例等を記載して  
います。是非参考にしてください。

神戸市 法人化の手引き



STEP.2

申請について相談、規約の案作成

窓口：地域協働局地域活性課  
TEL：078-331-8181(代表) FAX：078-322-6133



STEP.3

総会を開催し法人化の  
意思決定を行う

規約や代表者の変更についても議決が必要です。



STEP.4

申請書類の作成、提出



STEP.5

市長が認可し、  
その後の告示で法人化完了

申請後、告示(法人化)まで約1か月程度必要です。

